

# 公 示 送 達 書

公告第 20 号

下記の書類は、新潟市保険年金課に保管してありますので、来所の上、受領してください。

高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条で準用する地方税法第 20 条の 2 第 1 項の規定により公告します。

令和 4 年 9 月 16 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯 田 達 伸



送 達 を 受 け  
る べ き 者 の  
住 所 氏 名

別紙のとおり

送 達 す る  
書 類 名

令和 4 年度後期高齢者医療保険料額決定（変更決定）通知書

注 意 事 項

上記の書類を受領しないときは、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条で準用する地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、下記の日に関書類の送達があったものとみなされます。

令和 4 年 9 月 23 日